

令和 6 年度事業報告書

令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日に至る当期間の事業概要は次の通りである。

I. 令和 6 年度食用植物油脂の格付実績

表-1 に令和 2 年度～令和 6 年度の 5 年間に亘る食用植物油脂の JAS 格付数量を精製区分別、用途別、年度別に示した。

令和 6 年度の JAS 格付数量は、食用植物油脂全体では 1,217,095 トンであり、前年度対比 103.3%であった。それを用途別に見ると、前年度対比で家庭用が 102.7%、業務用が 104.9%、加工用が 102.6%であった。

なお、用途別の家庭用は 7,999g 以下、業務用は 8,000g～16,500g、加工用は 16,501g 以上に区分した。

表-1 食用植物油脂の年度別格付数量の推移（単位：トン）

		年 度				
精製区分別	用途別	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
軽度精製油	家庭用	23,232	24,811	24,444	23,642	24,199
	業務用	13,217	14,269	14,187	13,220	12,977
	加工用	12,081	12,832	12,137	11,778	119,929
	計	48,530	51,912	50,768	48,640	49,105
	(対前年比%)	101.4	107.0	97.8	95.8	101.0
精製油	家庭用	2,045	2,114	2,197	1,983	2,080
	業務用	122,454	127,456	134,890	124,916	12,699
	加工用	207,520	211,699	206,548	208,168	211,978
	計	332,019	341,269	343,635	335,067	343,757
	(対前年比%)	91.2	102.8	100.7	97.5	102.6
サラダ油	家庭用	281,803	247,952	205,230	202,584	208,084
	業務用	199,030	207,393	200,099	207,470	219,974
	加工用	387,079	392,225	381,366	383,821	395,745
	計	867,912	847,570	786,695	793,875	823,803
	(対前年比%)	95.7	97.7	92.8	100.9	103.8
香味食用油	家庭用	—	—	—	—	—
	業務用	195	241	251	292	310
	加工用	103	117	89	96	120
	計	298	358	340	388	430
	(対前年比%)	90.6	120.1	95.0	114.1	110.8
食用油合計	家庭用	307,080	274,877	231,871	228,209	234,363
	業務用	334,896	349,359	349,427	345,898	362,960
	加工用	606,783	616,873	600,140	603,863	619,772
	計	1,248,759	1,241,109	1,181,438	1,177,970	1,217,095
	(対前年比%)	94.7	99.4	95.2	99.7	103.3

II. 令和 6 年度検査および調査件数の概要

表-2 に、令和 6 年度に実施した検査・調査件数について、令和 5 年度の対比として示した。総件数として 7,651 件、対前年度比では 12 件増、100.2%であった。

表-2 検査・調査件数

項目		令和 5 年度	令和 6 年度	増減 (件)
JAS 規格適合性確認検査		101	98	△3
JAS 規格検査		5,708	5,767	59
受託検査		1,077	1,042	△35
BHA 検査		633	624	△9
市販品 買上げ調査	40	40	40	0
	40	40	40	0
	40	40	40	0
	120	120	120	0
合計		7,639	7,651	12

III. 令和 6 年度事業および業務の概要

1. 認証業務

- (1) 「日本農林規格等に関する法律施行規則（昭和 25 年農林水産省令第 62 号）」（以下 JAS 法と略す）に基づき、本会が認証した JAS 認証工場等の定期調査（遠隔地充てん工場と外注工場を含め 52 工場）、無通告調査（2 工場）および JAS 規格適合性確認検査を実施した。
- (2) JAS 法に基づき、品質管理責任者および格付担当者ならびに格付責任者資格取得のための専門講習会を WEB 開催した。
- (3) JAS 認証工場の格付業務に従事する実務担当者を対象とした JAS 格付担当者会議については、WEB 会議を開催し、JAS 関係諸規定の改定、JAS 業務を主とした連絡事項および留意点について周知徹底を図った。

2. 検査証明業務

- (1) 契約に基づき、JAS 認証工場から提出された試料に対して、食用植物油脂の日本農林規格による JAS 規格検査および証明業務を行った。
- (2) 求めに応じて、食用植物油脂および油脂関連製品の品質および成分ならびに残留農薬分析等の受託検査および証明業務を行った。

3. 指導業務

- (1) 同契約に基づき、JAS 認証工場のパーム油類製品に対して、BHA 検査および証明業務を行った。
- (2) JAS 認証工場の製品を対象に、微量金属、CDM 試験等の品質安定性試験を行い、結果について報告した。

(3) JAS 規格に基づいた試験及び安全性項目等に関する相談を受け、実技指導（手合わせ）を行った。

(4) JAS 認証工場から申請された商品ラベルについて、JAS 法等への適合性を事前に確認し、承認の通知書を発行した。

4. 調査研究業務

市場に流通する食用植物油脂の安全性や表示内容等を確認するために、JAS 製品、国内非 JAS 製品、輸入非 JAS 製品を買上げ、品質調査および表示内容の確認を行い、結果について取扱業者等に通知を行った。

5. その他の業務

(1) 国際オリーブ協会（IOC）によるオリーブ油の官能評価試験所及び理化学分析試験所タイプ B の認証を取得した。

(2) 『植物油月報』を一般社団法人日本植物油協会と共同で発行するとともに各種印刷物を作成し配付した。

(3) 一般社団法人栄養改善普及会が主催する食生活研究活動事業に一般社団法人日本植物油協会と共に協賛した。

(4) 検査員等の資質の向上を図るため、内部研修会を開催し、外部研修会にも職員を参加させた。

(5) 酸化安定性試験装置及びガスクロマトグラフィーのパソコン更新、検査証明書発行の電子化対応投資を行った。

6. 管理運営関係事項

(1) 令和 6 年度に開催した主要な会議は以下の通りである。

a) 理事会の開催（5 月、10 月、3 月）

b) 評議員会の開催（5 月、3 月）

c) JAS 運営委員会の開催（5 月、11 月、3 月）5 月は WEB 併用会議、11 月及び 3 月は WEB によるリモート会議

d) 公平性委員会（2 月）

(2) ISO/IEC 17025 の認定機関を、公益財団法人 日本適合性認定協会（JAB）から独立行政法人 農林水産消費安全技術センター（FAMIC）の内部組織である JASaff へ変更した。サーベイランス審査で適合が確認された。

(3) 独立行政法人 農林水産消費安全技術センターによる登録認証機関の令和 6 年度調査計画が実施され、引き続き登録認証機関として認められた。

(4) 人事：特になし

(5) 法律に基づき分析室の環境測定及び水質検査を実施、また対象職員に対して特殊健康診断を実施して問題のないことを確認した。

IV. 令和 6 年度事業および業務の詳細説明

1. 認証事業の内容

(1) 取扱業者等の認証および JAS 認証工場の認証事項の確認調査

食用植物油脂の取扱業者等より JAS 認証工場の申請を受けると、JAS 法に基づいて書類審査・実地調査・製品検査を実施し、JAS 認証事業者として適正か否かを判断し認証を行うが、本年度の申請はなかった。また、認証した JAS 認証工場等が認証申請時の水準を保っていることを確認するため、認証時と同様な審査を実施し、所定の手続きを経て、すべての JAS 認証工場は、認証の技術的基準および食用植物油脂の JAS 規格に適合していることを確認した。

① JAS 認証工場申請：0 件

② JAS 認証工場定期調査

調査実施期間：令和 6 年 6 月～令和 6 年 11 月

調査実施工場数：52（JAS 認証工場 46、遠隔地充てん工場 5、外注工場 1）

調査結果

- ・改善事項（重大）を指摘した工場数：0 工場 0 件
- ・改善事項（軽微）を指摘した工場数：5 工場 7 件
- ・要望事項を指摘した工場数：23 工場 31 件

5 工場から規程を逸脱した運用、変更届未提出、前年度指摘事項の未対応の不具合が認められ、文書で問題点を示して改善を求め、すべて改善報告書を受理した。

③ JAS 認証工場無通告調査

JAS 法（JAS 法施行規則第 46 条第 1 項第 2 号ニ）に基づき、本年度は 2 工場に対し無通告調査を行った。

④ JAS 規格適合性確認検査

表-3 に、JAS 認証工場の製品に対する JAS 規格適合性を確認するための検査件数を示した。JAS マークが付された製品は、すべて JAS 規格項目に適合していた。

また、契約に基づき過酸化値の分析および安全性確認のためにヒ素および重金属について確認分析を行い問題のないことを確認した。

表-3 JAS 規格適合性確認検査件数

区 分	件 数
軽度精製油（ごま油、なたね油、調合油）	13
精製油（パーム油、パームオレイン、なたね油等）	56
サラダ油（なたね油、こめ油、調合油等）	29
その他（香味食用油）	0
合 計	98

(2) 品質管理責任者および格付担当者資格取得専門講習会の開催

食用植物油脂の JAS 認証の技術的基準によって義務付けられている品質管理責任者および格付担当者の資格取得のための専門講習会を次の通り開催した。

開催年月日：令和 6 年 9 月 19 日（木）～9 月 20 日（金）

受講場所：WEB 開催

受講者数：34 名

講習会内容

- ①植物油脂を取り巻く環境と関連法規
- ②食用植物油脂の品質管理に伴う工程管理および衛生管理
- ③食用植物油脂の基礎知識と品質管理に用いられる分析法およびデータ処理
- ④食用植物油脂の JAS 関連法規
- ⑤食用植物油脂の格付実務・ラベル管理の留意点

なお、専門講習会の受講者 34 名は全員講習を修了した。

(3) JAS 格付担当者会議の開催について

例年 JAS 認証工場の格付業務に従事する担当者を対象として、本会と格付担当者との緊密な意思の疎通および JAS 業務の円滑な運営を図る目的で格付担当者会議を開催し、JAS 関係業務に係る実務面の留意事項や連絡事項について周知徹底を図っている。本年度は、令和 7 年 2 月 28 日（金）に WEB による会議を開催した。

〈 周知・報告事項 〉

- ① 諸規定の改定周知
- ② 令和 6 年度公益財団法人日本油脂検査協会業務報告
 - ・ 格付実績
 - ・ 品質状況
 - ・ JAS 規格適合性検査（品質安定性試験）
 - ・ 市販品買い上げ調査結果
 - ・ 受託試験
- ③ JAS 業務等における認証工場への周知および連絡事項

2. 検査証明事業の内容

(1) JAS 規格検査数および証明実績

表-4 に契約に基づき証明業務を行った JAS 規格検査件数を示した。前年対比は件数ベースで 101.0%、金額ベースで 100.9%であった。

表-4 JAS 規格検査件数

	令和 5 年度	令和 6 年度	増減（件）
JAS 規格検査数	5,708	5,767	59

(2) 受託検査件数および証明実績

表-5 に JAS 法および食品衛生法等の関係法規に定められた検査方法による、食用植物油および油脂関連製品の品質および成分ならびに残留農薬分析等の受託検査件数と証明数の実績を示した。前年対比は件数ベースで 96.8%、金額ベースでは 95.3%であった。

表-5 受託検査件数および証明実績

		令 5 年度	令和 6 年度	増減 (件)	対前年比(%)
受託件数		1,077	1,042	△35	96.8
受託項目件数		2,690	2,682	△8	99.7
受託項目件数の内訳	JAS 規格項目	1,290	1,230	△60	95.3
	栄養成分	42	72	30	171.4
	微量金属	464	528	64	113.8
	微量化学物質	16	25	9	156.3
	石けん分	37	5	△32	13.5
	残留農薬(個別)	16	13	△3	81.3
	残留農薬(一斉)	21	7	△14	33.3
	食品添加物	429	358	△71	83.4
	有機溶剤	58	79	21	136.2
	残留熱媒体	7	14	7	200.0
	脂肪酸	133	133	0	100.0
	ビタミン類	26	14	△12	53.8
	油脂関係	8	62	54	775.0
	その他	143	142	△1	99.3

3. 指導事業の内容

(1) BHA 検査件数および証明実績

表-6 に、JAS 認証工場との契約に基づき実施したパーム油類製品に対する BHA 検査件数を示した。前年対比は件数ベース、金額ベースとも 98.6%であった。

表-6 BHA 検査件数および証明実績

項 目	令和 5 年度	令和 6 年度	増減 (件)	対前年比(%)
BHA 検査数	633	624	△9	98.6

(2) 品質安定性確認検査件数

表-7 に、JAS 製品を対象に実施した油脂の安定性に関与する項目（鉄、銅、CDM 等）の検査件数を示した。

検査結果は JAS 当該製品の製造工場における製造技術や品質管理技術の維持・向上に資するよう、書面に取りまとめて報告した。

表-7 品質安定性確認検査件数

区 分	件 数
軽度精製油（ごま油、なたね油、調合油）	6
精製油（パーム油、大豆油、パームオレイン等）	29
サラダ油（なたね油、調合油、とうもろこし油等）	17
その他（香味食用油）	0
合 計	52

(3) 技術分析（手合わせ分析）件数

本年度の技術分析件数は5件であった。

(4) 商品ラベルの事前確認

JAS 認証工場から申請された 780 の商品ラベルについて、JAS 法等への適合性を事前に確認し、すべての商品に承認の通知書を発行した。

4. 調査研究事業の内容

JAS 製品および JAS マークが付されていない国内製品や輸入製品の食用植物油脂を自主的に買上げ、JAS 規格項目、品質安定性項目および安全性項目の確認調査を行い、商品ラベルに記載された事項が JAS 法、食品表示法をはじめとする関連法規に適合しているか、表示と内容物との整合性について確認を行った。食の安全のため得られた結果は製造者や販売者等に通知し一般消費者の保護に努めた。

(1) JAS 製品の買上げ調査

表-8 に、JAS マークが付された商品を全国の小売店、スーパーマーケット等で買上げ、製品の表示事項や品質内容等について調査を行った件数を示した。

その結果、JAS マークが付された製品は、すべて JAS 規格項目に適合した製品であった。

表-8 JAS 製品の買上げ調査件数

区 分	家庭用	業務用	件数
軽度精製油（ごま油）	9	0	9
精製油（なたね油、ごま油）	1	1	2
サラダ油（なたね油、大豆油、調合油等）	15	14	29
合 計	25	15	40

(2) 国内非 JAS 製品の買上げ調査

表-9 に、国内に流通する JAS マークが付されていない食用植物油脂（国内非 JAS 製品）について、認証工場で製造された製品および認証工場以外で製造された製品の品質ならびに表示に関し調査を行った件数を示した。

市場に流通する食用植物油脂が過去と比較し多様化している現状から、本年度も昨年度と同様に JAS 規格にない種類の製品も調査対象とし、JAS 規格項目の分析の他、安全性の確認としてヒ素、重金属、鉄、銅について分析調査を行った。

表-9 国内非 JAS 製品の買上げ調査件数

区 分	件 数
JAS 規格にある種類の製品（オリーブ油以外）	11
JAS 規格にある種類の製品（オリーブ油）	15
JAS 規格にない種類の製品（荳胡麻油、亜麻仁油、食用調理油等）	14
合 計	40

(3) 輸入非 JAS 製品の買上げ調査

表-10 に輸入非 JAS 製品の品質および表示について調査を行った件数を示した。国内非 JAS 製品と同様に、製品の品質および製造技術の向上を図るため、JAS 規格にある種類の製品および JAS 規格にない種類の製品の JAS 規格項目の分析、安全性の確認としてヒ素、重金属、鉄、銅について分析を行った。

表-10 輸入非 JAS 製品の買上げ調査件数

区 分	件 数
JAS 規格にある種類の製品（オリーブ油以外）	10
JAS 規格にある種類の製品（オリーブ油）	20
JAS 規格にない種類の製品（亜麻仁油、荳胡麻油、中鎖脂肪酸油等）	10
合 計	40

5. その他の事業内容

(1) 国際オリーブ協会（IOC）による認証を取得

IOC によるオリーブ油の官能評価試験所及び理化学分析試験（タイプ B）について再認証を受けた。

(2) 刊行物・各種印刷物の作成配付

- ①植物油月報
- ②植物油脂を取り巻く環境と関連法規
- ③食用植物油脂の品質管理に伴う工程管理および衛生管理
- ④食用植物油脂の基礎知識と品質管理に用いられる分析法およびデータ処理
- ⑤食用植物油脂の JAS 関連法規
- ⑥食用植物油脂の格付実務・ラベル管理の留意点
- ⑦2024 年（1－12 月）食用植物油脂 JAS 格付結果報告書

上記①は一般社団法人日本植物油協会と共同で作成し関係先に毎月 1 回配付した。

②～⑥は資格取得専門講習会テキストとして受講者に配付した。

⑦は格付担当者会議等の参考資料として配付した。

(3) 植物油脂の JAS 普及啓発

JAS マーク製品の普及啓発と植物油脂の正しい知識および消費増進を図ることを目的として、一般社団法人日本植物油協会と共に一般社団法人栄養改善普及会主催の食生活研究活動事業に協賛し、JAS 製品に対する啓発と普及促進に努めた。

(4) 人材育成・教育

〈 内部研修会・勉強会 〉

- 令和 6 年 9 月 25 日 「知っておきたい ISO/IEC 17025 の基礎」
- 令和 6 年 10 月 4 日 「技術部管理者研修」
- 令和 6 年 10 月 22 日 「防災についての確認及び小分け容器における情報提供について」
- 令和 7 年 1 月 29 日 「聞いて、見て、やってよくわかる 2024 不確かさセミナー」
- 令和 7 年 1 月 29 日 「試験所（化学分野）における精度管理の考え方」

〈 外部研修会および説明会 〉

- 令和 6 年 4 月 23 日 「第 18 回 知っておきたい ISO/IEC 17025 の基礎」
- 令和 6 年 4 月 24 日 「消費者庁 web セミナー ①食品表示懇談会の動きについて ②分かりやすい食品成分表示の取組に関する検討会について」
- 令和 6 年 4 月 25 日 「理化学ガラス器具の正しい知識と取扱い」
- 令和 6 年 5 月 24 日 「聞いて、見て、やってよくわかる 2024 不確かさセミナー」
- 令和 6 年 9 月 5 日 「JASIS2022 最先端科学・分析システム&ソリューション展」
- 令和 6 年 9 月 6 日 「令和 7 年度法改正 公益法人制度改革&業務支援セミナー」
- 令和 6 年 10 月 3 日 「第 4 回 試験所（化学分野）における精度管理における基本的な考え方」
- 令和 6 年 11 月 1 日 「第 32 回 植物油栄養懇話会」
- 令和 6 年 11 月 5 日 「第 21 回基準油脂分析法セミナー」
～29 日
- 令和 6 年 11 月 28 日 「改正化学物質管理に伴い、企業が考慮すべき点 講習会」
- 令和 6 年 12 月 10 日 「農林水産・食品分野の国際的な認定・認証の活用～認定で広がる世界」
- 令和 6 年 12 月 13 日 「自動捕捉式はかりの使用制限の開始（検定の実施）に関する説明会 web」
- 令和 6 年 12 月 17 日 「ISO/IEC 17025 ラボラトリーのための内部監査員養成セミナー」
～18 日
- 令和 7 年 1 月 14 日 「食品表示から食品情報へ～消費者はどんな情報を求めているのか web」
- 令和 7 年 2 月 21 日 「保護具着用管理責任者講習」
- 令和 7 年 3 月 5 日 「新しい公益法人制度説明会」
- 令和 7 年 3 月 26 日 「栄養成分表示を巡る改正予定事項や検討状況に関する説明会」

(5) JAS 検査試験設備等の更新

令和 6 年度は、期首予算どおり酸化安定性試験装置及びガスクロマトグラフィーの

パソコン更新と検査証明書発行の電子化システムの導入を行った。

6. 管理運営関係事項

(1) 会議の開催

令和6度で開催した主要な会議は以下の通りである。

① 理事会

◇ 令和6年度第1回理事会

令和6年5月10日（金）に如水会館「けやきの間」において、第1回理事会を開催し、次の提出議案について審議し承認された。また、報告事項は下記の通りであった。

議案

- 第1号議案 令和5年度事業報告書（案）承認に関する件
- 第2号議案 令和5年度決算報告書（案）承認に関する件
[監事による監査報告]
- 第3号議案 公平性委員会の委員選任（案）承認に関する件
- 第4号議案 JAS運営委員会の委員補欠選任（案）承認に関する件
- 第5号議案 令和6年度第1回評議員会の招集に関する件

報告事項

- ・ 令和5年度（4～3月）の市場流通製品等の買上げ調査結果について
- ・ 理事長及び専務理事の職務の執行状況について
- ・ 今後の理事会開催日程について

◇ 令和6年度第2回理事会

令和6年10月28日（月）に新大橋リバーサイドビル101 7階貸会議室において、第2回理事会を開催した。提出議案はなく、下記の報告を行った。

報告事項

- ・ 令和6年度上半期の事業活動報告（4～9月）について
- ・ 理事長及び専務理事の職務の執行状況について
- ・ 今後の理事会開催日程について

◇ 令和6年度第3回理事会

令和7年3月7日（金）に如水会館「けやきの間」において、第3回理事会を開催した。次の提出議案について審議し承認された。また、報告事項は下記の通りであった。

議案

- 第1号議案 令和7年度事業計画書（案）承認に関する件
- 第2号議案 令和7年度正味財産増減予算書（案）承認に関する件
- 第3号議案 JAS運営委員会の委員の選任（案）承認に関する件
- 第4号議案 令和6年度第2回評議員会の招集に関する件

報告事項

- ・2024 年（1～12 月）の市場流通製品等の買上げ調査結果について
- ・理事長及び専務理事の職務の執行状況について
- ・今後の理事会開催日程について

② 評議員会

◇ 令和 6 年度第 1 回評議員会

令和 6 年 5 月 28 日（火）に如水会館「桜の間」において、第 1 回評議員会を開催し、次の提出議案について審議し承認された。また、報告事項は下記の通りであった。

議案

- 第 1 号議案 令和 5 年度事業報告書（案）承認に関する件
- 第 2 号議案 令和 5 年度決算報告書（案）承認に関する件
[監事による監査報告]
- 第 3 号議案 評議員会議長の互選に関する件

報告事項

- ・令和 5 年度（4～3 月）の市場流通製品等の買上げ調査結果について
- ・今後の評議員会開催日程について

◇ 令和 6 年度第 2 回評議員会

令和 7 年 3 月 19 日（水）に如水会館「桜の間」において、第 2 回評議員会を開催した。次の提出議案について審議し承認された。また、報告事項は下記の通りであった。

議案

- 第 1 号議案 令和 7 年度事業計画書（案）承認に関する件
- 第 2 号議案 令和 7 年度正味財産増減予算書（案）承認に関する件

報告事項

- ・JAS 運営委員会の委員の選任について
- ・2024 年（1～12 月）の市場流通製品等の買上げ調査結果について
- ・今後の評議員会開催日程について

③ JAS 運営委員会

◇ 令和 6 年度第 1 回 JAS 運営委員会

開催日：令和 6 年 5 月 17 日（金）

場 所：公益財団法人 日本油脂検査協会内（WEB 併用会議）

評議員会提出議題

- ・令和 5 年度事業報告書（案）承認に関する件
- ・令和 5 年度決算報告書（案）承認に関する件

報告事項

- ・令和 5 年度（4～3 月）の市場流通製品等の買上げ調査結果について

- ・検査手数料の改定について
- ・令和6年度第2回JAS運営委員会の開催について

◇ 令和6年度第2回JAS運営委員会

開催日：令和6年11月11日（月）

場 所：公益財団法人 日本油脂検査協会内（WEB 会議）

報告事項

- ・令和6年度上半期の事業活動報告（4～9月）について
- ・令和6年度第3回JAS運営委員会の開催について

◇ 令和6年度第3回JAS運営委員会

開催日：令和7年3月19日（木）

場 所：公益財団法人 日本油脂検査協会内（WEB 会議）

評議員会提出議題

- ・令和7年度事業計画書（案）承認に関する件
- ・令和7年度正味財産増減予算書（案）承認に関する件

報告事項

- ・JAS運営委員会の委員の選任について
- ・2024年（1～12月）の市場流通製品等の買上げ調査結果について
- ・令和7年度第1回のJAS運営委員会の開催日程について

④ 公平性委員会

以下の内容にて公平性委員会が開催された。特に問題はなく認証業務の公平性が担保されていることが確認された。

開催日：令和7年2月5日（水）

場 所：新大橋リバーサイドビル 101 7階貸会議室

審議事項

- ・認証業務における業務規程の公平性について
- ・認証業務における組織体系の公平性について
- ・認証業務における財務資源の公平性について
- ・認証業務における要員の公平性及び力量評価について
- ・認証業務における運営状況の公平性について

(2) ISO/IEC 17025 の認定機関変更およびサーベイランス審査結果

令和6年4月25日付で、あらたに独立行政法人 農林水産消費安全技術センター（FAMIC）の内部組織である JASaff から ISO/IEC 17025 の認定を受け、6月にこれまで認定を受けていた公益財団法人 日本適合性認定協会（JAB）から認定機関の変更を行った。また JASaff によるサーベイランス審査が令和7年3月27日、28日の二日間行われ、適合していることが確認された。

(3) 独立行政法人農林水産消費安全技術センターの定期的調査

独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）による事業所調査が令和7

年 2 月 13 日、14 日の二日間当協会で行われた。3 月 26 日付で FAMIC より「登録認証機関の調査計画（令和 6 年度）の実施の結果について」の報告があり、令和 6 年度に FAMIC が実施した、事業所調査、製品検査施設調査、立会調査、格付品検査、現地調査ともに不適合は無かった。

(4) 人事関連；特になし

(5) 庶務事項

① 協会分析室の作業環境測定

有機溶剤中毒予防規則に基づき、令和 6 年 4 月 2 日および令和 6 年 10 月 1 日に作業環境測定機関である「公益財団法人ちば県民保健予防財団」による本会作業場の作業環境測定が実施された。「作業環境濃度が適切であると判断される状態」との判定を受け作業環境に問題ないことが確認された。

② 協会分析室の器具洗浄廃液の水質検査

下水道法および水質汚濁防止法に基づいて、分析室における器具等の洗浄時に発生する 2 次廃液について、令和 6 年 4 月 26 日、8 月 27 日、および 12 月 23 日に検査試料を採取し、「エヌエス環境株式会社」による水質検査の結果「排水管理基準以下である」ことを確認した。また令和 6 年 7 月 8 日に東京都下水道局による無通告の立入調査があり、現場の管理状況、採取サンプルの水質検査の結果ともに問題がないことが確認された。

③ 特殊健康診断の実施

労働安全衛生法に基づき、検査・試験業務を行っている職員に対し年 2 回の特殊健康診断（有機溶剤健康診断）を実施した結果、業務が職員の身体に対し悪影響を及ぼしていないことが確認された。

実施日：1 回目 令和 6 年 7 月 1 日～7 月 29 日（11 名が受診）

2 回目 令和 7 年 2 月 17 日～3 月 28 日（11 名が受診）

令和 6 年度事業報告 附属明細書

令和 6 年度事業報告には「一般社団法人および一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条第 3 項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

公益財団法人 日本油脂検査協会